害を受けて居る様な状態にあるかを調査し之が救済の方法を講ずる事

二、前項の調査に対しては全国産業別組合より改善の為め最も有効なる意見を徴する事

参考方法

戦時下なる為め従来屢々発生したる争議とは異り全国的ストライキ又はボイコット等を以て要求又は抗議の意思表明をなすことは絶対に之を避けねばならぬ

産業別第一労働組合に関する方針（本部提出）

一、現在の労働組合は全て解散して資本家側に対抗する為め全国的産業別第一労働組合を組織する事

二、産業別第一労働組合は全国的統一的組織たると同時に地方的組織たるの二面を具備する事

三、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織に対抗する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

四、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

五、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

六、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

七、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

八、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

九、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

十、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

十一、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

十二、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

十三、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

十四、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

十五、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

十六、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

十七、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

十八、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

十九、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

二十、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

二十一、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

二十二、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

二十三、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

二十四、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

二十五、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

二十六、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

二十七、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

二十八、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

二十九、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

三十、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

三十一、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

三十二、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

三十三、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

三十四、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

三十五、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

三十六、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

三十七、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

三十八、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

三十九、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

四十、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

四十一、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

四十二、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

四十三、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

四十四、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

四十五、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

四十六、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

四十七、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

四十八、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

四十九、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

五十、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

五十一、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

五十二、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

五十三、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

五十四、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

五十五、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

五十六、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

五十七、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

五十八、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

五十九、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

六十、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

六十一、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

六十二、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

六十三、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

六十四、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

六十五、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

六十六、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

六十七、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

六十八、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

六十九、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

七十、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

七十一、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

七十二、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

七十三、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

七十四、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

七十五、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

七十六、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

七十七、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

七十八、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

七十九、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

八十、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

八十一、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

八十二、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

八十三、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

八十四、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

八十五、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

八十六、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

八十七、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

八十八、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

八十九、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

九十、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

九十一、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

九十二、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

九十三、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

九十四、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

九十五、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

九十六、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

九十七、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

九十八、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

九十九、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事

百、産業別第一労働組合は資本家側の全国的組織が国家機関と結託して労働者の利益を擁護する為め全国的統一的闘争方針を樹立し之が実行を期する事